

ペットボトル分別見本 (分けて資源)

(生活環境課TEL23-8706)



(ラベルにあるマークを一つの分別目安に)

キャップとラベル(フィルム)は燃やせるごみ

※水ですすいでください。

※分別できるものの例

茶系飲料、炭酸飲料、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、焼酎、本みりん、清酒、しょうゆ、調味酢、食酢、みりん風調味料などが入れられていた容器



(注意)資源にできない(分別できない)もの
※燃やせるごみになります。

- ①食用油脂を含む(油類)ものが入っていたもの
- ②香辛料の強いもの(例:キムチ)が入っていたもの
- ③非食用品用のものが入っていたもの

※つぶさないでください。 ※タバコなどのごみは取り除く。ごみが取れない時は燃やせるごみ。
※店舗や事業所など家庭以外のものは集めないでください。